

「不正な行為」に改め、同条第二号中「許可に係る」を削り、同条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

三 知事の指示に従わなかつたとき。

第四条を次のように改める。

(使用料の徴収)

第四条 センターに入館する者から、別表第一第一号の表に定めるところにより、入館料を徴収する。

2 別表第一第二号の表及び別表第一第三号の表に掲げる施設等を使用する者から、前項の入館料のほか、これらの号に定めるところにより、使用料を徴収する。

3 使用の許可を受けて第二条第二項に規定する施設を使用する者から、別表第一に定めるところにより、使用料を徴収する。

4 入館料は入館の都度、使用料は施設の使用の都度徴収する。ただし、回数券又は定期券による入館料にあっては、これらを発行するときに徴収する。

5 前項の規定にかかわらず、知事は、特別の理由があると認める者については、入館料又は使用料を後納させ、又は分納させることができる。

第九条を第十四条とする。

第八条中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条を第十三条とする。

第七条中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条を第十二条とする。

第六条第一項中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条第二項第一号を次のように改める。

一 別表第一及び別表第二の規定を基準として定められてること。

第六条第二項第一号中「第四条第一項の規定によるセンターの管理の委託に係る」を「第八条第一項各号に掲げる」に改め、同条第二項中「速やかに」の下に「当該」を加え、同条第四項中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条を第十一条とする。

第五条中「前条第一項の規定によりセンターの管理の委託を受けた者（以下「管理受託者」という。）」を「第七条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第四条から第六条までの規定は、適用しない。

第五条を第十条とし、第四条の次に次の五条を加える。

(使用料の減免)

第五条 知事は、特別の理由があると認めたときは、入館料及び使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第六条 既に徴収した入館料及び使用料は、還付しない。ただし、知事は、使用者の責めに帰することができない理由によりセンターを使用することができなくなった場合その他特に必要があると認めた場合は、その一部又は全部を還付することができる。

(指定管理者による管理)

第七条 センターの管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者の業務)

第八条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 使用の許可、使用的許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
 - 二 施設及び設備の維持管理に関する業務
 - 三 健康増進事業の推進に関する業務
 - 四 前二号に掲げるもののほか、センターの管理に関する基準が必要と認める業務
- 2 前条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合における第二条及び第三条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(管理の基準)

第九条 指定管理者は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第三条に定めるもののほか、使用時間及び休業日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従つてセンターの管理を行わなければならない。

別表第一中「利用料金（第六条）」を「使用料（第四条、第十二条）」に改め、同表第一号の表中「利用料金の上限額」を「使用料の額」に改め、同表の備考を次のように改める。

備考 この表において「幼児」とは、三歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

別表第一第一号の表及び同表の備考二中「利用料金の上限額」を「使用料の額」に改め、同表の備考三中「利用料金」を「使用料」に改め、別表第一第三号の表中「利用料金の上限額」を「使用料の額」に改め、同表の備考二中「小学校に入学する前」を「小学校就学の始期に達するまで」に改め、同表の備考三中「利用料金の上限額」を「使用料の額」に改める。

別表第二中「利用料金（第六条）」を「使用料（第四条、第十二条）」に、「利用料金の上限額」を「使用料の額」に改め、同表の備考三中「利用料金」を「使用料」に改める。

(秋田県総合保健センター条例の一部改正)

第二条 秋田県総合保健センター条例（昭和六十一年秋田県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第七条を削る。

第六条中「できなくなつた」を「できなくなつた」に改め、同条を第七条とし、第五条を第六条とする。

第四条第一項中「前条各号」を「第三条各号」に、「者又は」を「者及びセンターにおいて」に改め、同条を第五条とし、第三条の次に次の二条を加える。

（使用の許可の取消し等）

第四条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用的許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

- 一 不正な行為により使用的許可を受けたとき。
- 二 使用の目的を変更したとき。
- 三 知事の指示に従わなかつたとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、センターの管理上支障が生じたとき。

第八条を第十六条とし、第七条の次に次の二条を加える。

（指定管理者による管理）

第八条 センターの管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の業務）

第九条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 使用の許可、使用的許可の取消し並びに使用的制限及び停止に関する業務
- 二 施設及び設備の維持管理に関する業務
- 三 第二条各号に掲げる業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、センターの管理に関し知事が必要と認める業務

2 前条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合における第三条及び第四条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあらるのは、「指定管理者」とする。

（管理の基準）

第十一条 指定管理者は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第四条に定めるもののほか、使用時間及び休業日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従つてセンターの管理を行わなければならない。

(利用料金の収受)

第十一條 第八条の規定によりセンターの管理を行わせる場合は、指定管理者は、第三条各号に掲げる施設を使用する者及びセンターにおいて健康診査を受ける者から利用料金を自己の収入として收受するものとする。この場合において、第五条第一項の規定は、当該使用者及び受診者については、適用しない。

(利用料金の承認)

第十二条 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

2 知事は、前項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る利用料金が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

一 別表第一号の規定を基準として定められていること。

二 第九条第一項各号に掲げる業務の適切な運営に要する費用に照らし妥当なものであること。

三 特定の使用者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3 知事は、第一項の承認をしたときは、当該承認をした利用料金を公告するものとする。

4 指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金をセンターにおいて公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。

(利用料金の減免)

第十三条 指定管理者は、特別の理由があると認めたときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第十四条 指定管理者が既に収入として收受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者は、使用者の責めに帰することができない理由によりセンターを使用することができなくなった場合その他特に必要があると認めた場合は、その一部又は全部を還付することができる。

別表中「第四条」を「第五条、第十二条」に改め、同表第一号(1)の表の備考二中「の宣伝」を削り、「もつて」を「もって」に改める。

附 則

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第一条中秋田県健康増進交流センター条例第一第一号の表の備考の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の秋田県健康増進交流センター条例第十一條及び第二条の規定による改正後の秋田県総合保健センター条例第十二条の規定による利用料金の承認に関する手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月八日

秋田県知事 寺田典城

秋田県条例第七十五号

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例

市町村への権限移譲の推進に関する条例(平成十六年秋田県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二号中「第五十六条第四項」を「第五十六条第五項」に改め、同表中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 児童福祉法第五十六条第九項の規定による官公署に対する書類の閲覧等の請求(前号に掲げる支払命令に係るものに限る。)

別表第二十三に次の一号を加える。

四 児童福祉法第五十六条第九項の規定による官公署に対する書類の閲覧等の請求(前号に掲げる徴収に係るものに限る。)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

公の施設の管理を指定管理者に行わせるための生活環境文化部関係条例の整備等に関する条例をここに公布する。

平成十七年七月八日

秋田県条例第七十六号

公の施設の管理を指定管理者に行わせるための生活環境文化部関係条例の整備等に関する条例

(秋田県民会館条例の一部改正)

第一条 秋田県民会館条例(昭和三十九年秋田県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「使用許可」を「使用の許可」に改め、同条中「会館の」を削り、「停止する」を「停止させる」に改め、同条各号を次のように改める。

一 不正な行為により使用の許可を受けたとき。

二 使用の目的を変更したとき。

三 知事の指示に従わなかつたとき。

秋田県知事 寺田典城

四 前三号に掲げるもののほか、会館の管理上支障が生じたとき。

第五条及び第六条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第五条 会館の管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者の業務)

第六条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 使用の許可、使用的許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- 二 施設及び設備の維持管理に関する業務
- 三 前二号に掲げるもののほか、会館の管理に関する知事が必要と認める業務

2 前条の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合における第二条第一項、第三条及び第四条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

(管理の基準)

第七条 指定管理者は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第三条及び第四条に定めるもののほか、開館時間及び休館日にに関する基準その他の規則で定める管理の基準に従つて会館の管理を行わなければならない。

(秋田県総合生活文化会館条例の一部改正)

第二条 秋田県総合生活文化会館条例（平成元年秋田県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第七条を削る。

第六条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「会館の」を削り、同条第二号中「第四条第三項」を「第五条第三項」に、「に使用許可」を「に使用の許可」に、「当該使用許可」を「当該許可」に改め、同条を第七条とし、第五条を第六条とする。

第四条第一項中「前条各号」を「第三条各号」に改め、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(使用の許可の取消し等)

第四条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

- 一 不正な行為により使用の許可を受けたとき。
- 二 使用の目的を変更したとき。

三 知事の指示に従わなかつたとき。

四 前三号に掲げるもののほか、会館の管理上支障が生じたとき。

第八条を第十一条とし、第七条の次に次の三条を加える。

(指定管理者による管理)

第八条 会館（生活センターを除く。以下同じ。）の管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者の業務)

第九条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 使用の許可、使用的許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- 二 第二条第三号及び第四号に掲げる業務
- 三 前二号に掲げるもののほか、会館の管理に関し知事が必要と認める業務

2 前条の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合における第三条及び第四条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(管理の基準)

第十条 指定管理者は、前条第一項の規定により読み替えて適用される第四条に定めるもののほか、使用時間及び休業日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従つて会館の管理を行わなければならない。

別表第一及び別表第二中「第四条」を「第五条」に改める。

(秋田県ゆとり生活創造センター条例の一部改正)

第三条 秋田県ゆとり生活創造センター条例（平成十四年秋田県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第六条を削る。

第五条中「センターの」を削り、同条を第六条とし、第四条を第五条とする。

第三条第一項中「前条」を「第二条」に改め、同条第三項中「センターの」を削り、「前条第七号」を「第二条第七号」に改め、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(使用の許可の取消し等)

第三条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。